

第3次犬山市建築物耐震改修促進計画【概要版】

1 計画策定の目的等

(1) 計画の目的

- 耐震改修促進法第6条第1項において、市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされています。
- 国や県の制度の見直しをうけ、令和3年度に計画期間の終了をむかえる第2次犬山市建築物耐震改修促進計画の継続性を確保すると共に、これまでに充実させてきた各種施策の実績を活かし、引き続き効果的な施策に取り組むことにより耐震化の促進を図ることを目的とします。

(2) 計画期間

- 令和4年度から令和12年度まで（9年間） ※必要に応じて随時見直しを実施

(3) 対象建築物

- すべての建築物

(4) 計画の位置付け

- 上位計画：建築物の耐震改修の促進に関する法律、愛知県建築物耐震改修促進計画～あいち建築減災プラン2030～
- 関連計画：第5次犬山市総合計画 改訂版、犬山市地域防災計画、犬山市国土強靱化地域計画、犬山市都市計画マスタープラン
- 主に本市が実施する耐震化の促進を図るための方向性を示す計画として位置づけます。また、本計画に掲げる住宅の耐震化の目標達成に向け、毎年度策定する「犬山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づく取り組みを確実に実践し、住宅の耐震化を強力に推進します。

2 計画の目標

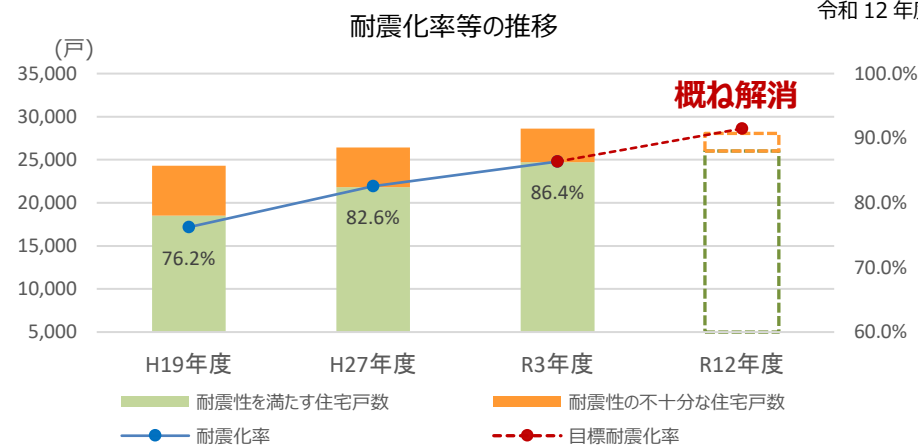
(1) 住宅の耐震化

- 令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。
- 戸建住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含み、全ての住宅を対象とします。

区分	平成19年度	平成27年度	令和3年度末推計値
耐震性を満たす住宅戸数（戸）	18,520	21,800	24,727 (耐震化率 86.4%)
耐震性が不十分な住宅戸数（戸）	5,775	4,600	3,894
住宅総数（戸）	24,295	26,400	28,621

令和12年度末目標
耐震性が不十分な住宅概ね解消※

※耐震性が不十分な住宅戸数を令和12年度末までに約1,100戸削減



(2) 建築物の耐震化の目標

- 令和7年度までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け建築物を概ね解消することを目標とします。
- 本市においては、耐震診断義務付け建築物のうち耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物は、耐震診断義務化時点で8棟ありましたが、所有者等への普及啓発に取り組み、現時点で1棟となりました。

要緊急安全確認大規模建築物：令和7年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消

(3) 住宅・建築物の減災化

住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る！

3 目標の実現に向けた施策

(1) 住宅の耐震化及び減災化の促進

- 引き続き、住宅の耐震診断、耐震改修、建替え及び除却に対する補助を実施すると共に、耐震診断ローラー作戦等の普及・啓発に取り組むことにより耐震化を促進していきます。さらに、段階的耐震改修等に対する補助を実施し、減災化も促進していきます。

■耐震化の主な施策

項目	内容
耐震診断の促進	民間住宅耐震診断費補助事業
耐震改修の促進	民間住宅耐震改修費補助事業
建替え、除却の促進	民間住宅除却費補助事業
普及・啓発の促進	耐震診断ローラー作戦の実施 / 対象住宅所有者へのダイレクトメール送付 / 低コスト耐震化工法の普及・啓発

■減災化の主な施策

項目	内容
段階的耐震改修の促進	段階的耐震改修費補助事業
耐震シェルター等設置の促進	木造住宅耐震シェルター整備費補助事業

(2) 建築物の耐震化の促進

- 対象建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や効果のみならず、国の支援制度についての周知啓発を行うとともに、耐震化に向けての支援策を検討していきます。

■主な施策

項目	内容
耐震化の促進	地区集会施設耐震診断費補助事業 / 土砂災害特別警戒区域改修補助事業 / かけ地近接等危険住宅移転補助事業

(3) 関連する安全対策の取組

■主な施策

項目	内容
ブロック塀対策	ブロック塀等安全対策事業補助事業